

秘
農林水産省

都道府県	市区町村	整理番号



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

食品流通段階別価格形成調査 水産物小売段階調査票

この調査は、統計法に基づく一般統計調査です。記入いただいた調査票の内容は秘密扱いとし、課税など統計作成以外の目的に使うことはありません。ありのままを記入してください。

(1) 調査の対象

水産物を販売している小売業者の方を調査の対象としています。

(2) 調査の対象となる期間

令和〇年度（令和〇年4月1日～令和〇年3月31日）の1年間を対象としています。

（上記期間での記入が困難な場合は、上記期間の一部を含む記入可能な直近1年間としてください。）

(3) 記入上の注意

- 同封の「記入の仕方」をご覧ください。太枠内に記入してください。
- 金額を記入する欄については、単位未満は切り上げて記入してください。

パソコンからインターネットでの回答が簡単・便利です。

詳しくは同封の「操作ガイドー政府統計オンラインへのログインー」をご覧ください。



政府統計コード	食品流通段階別価格形成調査	を選択します。
(ふりがな)		
調査対象者ID		
(ふりがな)		
初期パスワード		

なお、インターネットにて回答いただいた場合は調査票の返送は不要です。

調査票の記入に当たって不明な点等がありましたら、こちらに連絡してください。

1. はじめに

法人の方は、法人番号（13桁）を記入してください。法人番号を活用した統計の精度向上、効率化の取組に使用させていただきます。個人のマイナンバー（12桁）を記入しないよう注意してください。

法人番号（13桁）

2. 仕入金額及び販売金額（水産物全体）

令和○年度に取り扱った水産物全体（輸入水産物を含む。）について、仕入金額及び販売金額を記入してください。

また、消費税の扱い（3及び4において同じ。）については、該当する番号1つに○を記入してください。

201	消費税込み	1	消費税抜き	2
-----	-------	---	-------	---

区分	仕入金額（買掛金を含む。）							販売金額（売掛金を含む。）								
	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	百億	十億	億	千万	百万	十万	万		
202	水産物計							万円								万円

注：1 単位未満は切り上げて記入してください。

2 「仕入金額」には、翌決算期間に繰り越した商品は除き、前決算期間から繰り入れた商品は含めて記入してください。

3 「水産物計」には、生鮮・冷凍の魚類、貝類、水産動物、海藻類とし、塩蔵・塩干の魚類、常温保存が可能な乾物加工品は含めません。

3. 仕入金額（調査対象品目別）

令和○年度に取り扱った国産の生鮮水産物（冷凍品を含む。）の仕入金額を品目別に記入してください。

品目名	仕入金額（買掛金を含む。）						
	百億	十億	億	千万	百万	十万	万
301 かつお・まぐろ類 (くろまぐろを除く)							万円
302 いわし類							万円
303 あじ類							万円
304 さば類							万円
305 さんま							万円
306 たい類							万円
307 ひらめ・かれい類							万円
308 ぶり類							万円
309 いか類							万円

注：1 単位未満は切り上げて記入してください。

2 「仕入金額」には、翌決算期間に繰り越した商品は除き、前決算期間から繰り入れた商品は含めて記入してください。

4. 販売金額等（調査対象品目別）

令和〇年度に取り扱った国産の生鮮水産物（冷凍品を含む。）のうち、丸のまま（内臓の処理をしただけのものを含む。）、切り身、サクの状態の販売した商品の販売金額及び販売金額に対応する仕入金額の割合（原価率）を記入してください。なお、冷凍して販売したものを含めて記入してください。

品目名	販売金額（売掛金を含む。）							販売金額に対応する仕入金額の割合（原価率）	
	百億	十億	億	千万	百万	十万	万		
401 かつお・まぐろ類 （くろまぐろを除く）							万円		%
402 いわし類							万円		%
403 あじ類							万円		%
404 さば類							万円		%
405 さんま							万円		%
406 たい類							万円		%
407 ひらめ・かれい類							万円		%
408 ぶり類							万円		%
409 いか類							万円		%

注： 単位未満は切り上げて記入してください。

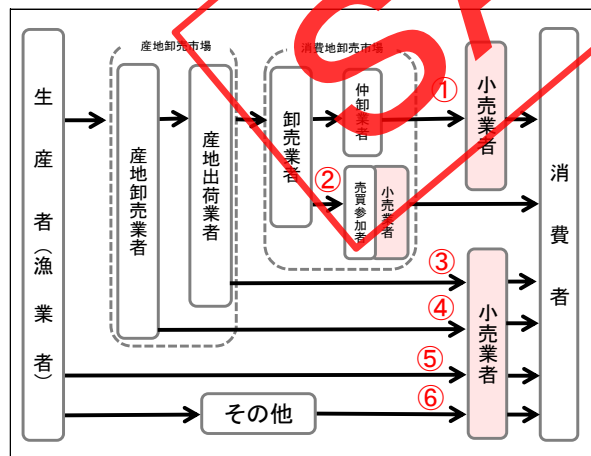


5. 仕入先別仕入金額割合（調査対象品目別）

令和〇年度に取り扱った国産の生鮮水産物（冷凍品を含む。）について、品目別の仕入先別の仕入金額割合を記入してください。なお、決算資料等において、仕入先に仕入金額が分割されていない場合は、おおよその割合を記入してください。

品目名	仕入先別の仕入金額割合							計
	消費地卸売市場		産地卸売市場		⑤生産者 (漁業者)	⑥その他		
	①仲卸業者	②卸売業者	③産地出荷業者	④産地卸売業者				
501	かつお・まぐろ類 (くろまぐろを除く)	%	%	%	%	%	%	100%
502	いわし類	%	%	%	%	%	%	100%
503	あじ類	%	%	%	%	%	%	100%
504	さば類	%	%	%	%	%	%	100%
505	さんま	%	%	%	%	%	%	100%
506	たい類	%	%	%	%	%	%	100%
507	ひらめ・かれい類	%	%	%	%	%	%	100%
508	ぶり類	%	%	%	%	%	%	100%
509	いか類	%	%	%	%	%	%	100%

注：仕入先別の仕入金額割合は、品目ごとの計が100%になるように記入してください。



① 仲卸業者	消費地卸売市場の仲卸業者から仕入れたものが該当します。仲卸業者は卸売業者から買った品物を小売業者や飲食店などに販売する業者です。仲卸業者として卸売市場で営業するためには、開設者の許可が必要となります。
② 卸売業者	市場の開設者の承認を受けて、売買参加者として卸売業者から直接せり・相対取引によって品物を仕入れたものが該当します。
③ 産地出荷業者	水産物の水揚げ漁港における産地卸売市場において、主に産地卸売市場の産地卸売業者から買い受けた水産物を出荷している業者から仕入れたものが該当します。
④ 産地卸売業者	水産物の水揚げ漁港における産地卸売市場において、生産者（漁業者）から販売委託を受け、又は買い受けて卸売業務を行う業者から仕入れたものが該当します。
⑤ 生産者（漁業者）	漁業者（海面において水産動植物の採取又は養殖の事業を営む世帯又は事業所（漁業協同組合、会社等））から直接契約によって品物を仕入れたものが該当します。
⑥ その他	①～⑤以外から仕入れたものが該当します。卸売市場以外の流通業者（中間事業者）等が含まれます。

6. おわりに

記入内容について、後日お尋ねする場合がございますので、記入者名等の記入をお願いします。

記入者名	連絡先（電話番号等）
------	------------

調査は以上で終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。
返信用封筒には秘密の保護のため、名称、担当者名等は記入しないで投函してください。